

昭和五十五年総理府令第二十一号

国勢調査施行規則

統計法（昭和二十二年法律第十八号）第三条第二項並びに国勢調査令（昭和五十五年政令第九十八号）第四条第一項、第五条第二項、第八条第三項、第九条第一項及び第十二条の規定に基づき、並びに同令第十五条を実施するため、国勢調査施行規則を次のように定める。

（総務省令で定める島）

第一条 国勢調査令（以下「令」という。）第四条第一項第一号の総務省令で定める島は、次のとおりとする。

一 内閣府設置法第四条第一項第二十四号に規定する北方地域の範囲を定める政令（昭和三十四年政令第三十三号）に規定する北方地域にある歵舞群島、色丹島、国後島及び択捉島

二 島根県隱岐郡隱岐の島町にある竹島

（調査関係書類）

第二条 関係書類は、次の各号に掲げる書類とする。

一 調査世帯一覧（市町村長が、令第八条第一項の規定により設定し、又は同条第二項の規定により修正した調査区（以下この条において「調査区」という。）ごとに、当該調査区の区域内に住居を有する世帯（自衛隊の営舎内及び矯正施設（令第二条第一項第五号に掲げる刑務所、少年刑務所、拘置所、少年院又は婦人補導院をいう。次号において同じ。）内の世帯を除く。）の情報を記載した書類をいう。）

二 調査単位一覧（調査区ごとに、当該調査区内又は矯正施設内の世帯に限る。）の情報を記載した書類をいう。）

三 調査区要図（調査区ごとに、当該調査区の区域内に住居を有する世帯の所在地を記載した図面をいう。）

前項各号に掲げる調査関係書類の様式は、総務大臣が定める。

（国勢調査指導員証及び国勢調査員証並びに委託管理団体証の様式）

第三条 令第七条第三項の総務省令で定める国勢調査指導員証及び国勢調査員証の様式は、それぞれ別記様式第一号又は別記様式第二号として適用される令第七条第三項の総務省令で定める。

2 令第十二条の二第四項の規定により読み替えられる。令第十二条の二第二項第二号の規定による審査は、先行集計事項情報を紙面又は都道府県の情報の記録とする。

（調査票の様式）

第三条 第二項の総務省令で定める国勢調査指導員証及び国勢調査員証並びに委託管理団体証の様式は、それぞれ別記様式第一号又は別記様式第二号として適用される令第七条第三項の総務省令で定める。

る委託管理団体証の様式は、別記様式第三号とする。

（調査票の様式）

第四条 令第九条第三項の総務省令で定める調査票の様式は、別記様式第四号とする。

（未調査等の場合の届出の期限）

第五条 令第十二条第一項の総務省令で定める期限は、調査年の十月二十一日とする。

（未調査の場合の調査を行いう期限）

第六条 令第十二条第二項の総務省令で定める期限は、調査年の十月二十一日とする。

（調査事項情報の審査等のための措置）

第七条 令第十二条の二第一項第二号の総務省令で定める事項に係る情報は、令第五条第二号の措置は、調査情報ネットワークシステムへの情報の記録とする。

第八条 令第十二条の三第二項の規定による審査は、調査事項情報を紙面又は市町村長の使用に係る電子計算機の入出力装置の表示装置に出力して行うものとする。

2 令第十二条の三第二項の規定による審査が終了した旨の通知は、調査情報ネットワークシステムに前項の規定による審査の結果を、市町村長の使用に係る電子計算機から入力して行うものとする。

（調査事項情報の審査等のための措置）

第九条 令第十二条の三第三項の規定による二次的な審査は、調査事項情報を紙面又は都道府県知事の使用に係る電子計算機の入出力装置の表示装置に出力して行うものとする。

2 令第十二条の三第三項の規定による審査が終了した旨の通知は、調査情報ネットワークシステムに前項の規定による審査の結果を、都道府県知事の使用に係る電子計算機から入力して行うものとする。

（先行集計事項情報の審査、集計等のための措置）

第十条 令第十二条の二第一項第二号の規定による審査は、先行集計事項情報を紙面又は市町村長の使用に係る電子計算機の入出力装置の表示装置に出力して行うものとする。

2 令第十二条の二第一項第二号の規定による集計は、市町村長の使用に係る電子計算機を用いて行うものとする。

（先行集計事項情報の審査、集計等のための措置）

第十四条 総務省統計局長は、令第十四条第一項の規定により定める施設は、老人福祉法（昭和三十八年法律第百三十三号）第二十九条第一項に規定する有料老人ホームとする。

（調査票等の保存）

第十五条 令第十五条の第一号イに掲げる事項に係る部分を除く事項が転写されている電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の知覚によつては認識することができない方式で作られた記録をいう。以下この条において同じ。）及び結果原表又は結果原表が転写されているマイクロフィルム若しくは電磁的記録を永年保存するものとする。

（調査方法についての基礎調査）

第十六条 令第十五条第一項第六号及び第二項第八号の調査方法についての基礎調査に関する事務は、次のとおりとする。

一 国勢調査の円滑な実施に資すると認められる調査方法、集計方法、調査票の様式等を調査研究するための調査の執行

二 国勢調査の結果の精度を検証するための調査の執行

府県知事の使用に係る電子計算機の入出力装置の表示装置に出力して行うものとする。

2 令第十二条の二第二項第二号の規定による先行集計事項情報を閲覧することができる状態に置いて行うものとする。

3 令第十二条の二第二項第二号の規定による先行集計事項情報を閲覧することができる状態に置いて行うものとする。

（調査票等の保存）

第十七条 令第十二条の二第一項第二号の規定による先行集計事項情報を紙面又は都道府県の情報の記録とする。

（調査票等の保存）

第十八条 令第十二条の二第一項第二号の規定による先行集計事項情報を紙面又は都道府県の情報の記録とする。

（調査票等の保存）

第十九条 令第十二条の二第一項第二号の規定による先行集計事項情報を紙面又は都道府県の情報の記録とする。

（調査票等の保存）

第二十条 令第十二条の二第一項第二号の規定による先行集計事項情報を紙面又は都道府県の情報の記録とする。

（調査票等の保存）

第二十一条 令第十二条の二第一項第二号の規定による先行集計事項情報を紙面又は都道府県の情報の記録とする。

（調査票等の保存）

第二十二条 令第十二条の二第一項第二号の規定による先行集計事項情報を紙面又は都道府県の情報の記録とする。

（調査票等の保存）

第二十三条 令第十二条の二第一項第二号の規定による先行集計事項情報を紙面又は都道府県の情報の記録とする。

（調査票等の保存）

第二十四条 令第十二条の二第一項第二号の規定による先行集計事項情報を紙面又は都道府県の情報の記録とする。

（調査票等の保存）

第二十五条 令第十二条の二第一項第二号の規定による先行集計事項情報を紙面又は都道府県の情報の記録とする。

（調査票等の保存）

第二十六条 令第十二条の二第一項第二号の規定による先行集計事項情報を紙面又は都道府県の情報の記録とする。

（調査票等の保存）

第二十七条 令第十二条の二第一項第二号の規定による先行集計事項情報を紙面又は都道府県の情報の記録とする。

（調査票等の保存）

第二十八条 令第十二条の二第一項第二号の規定による先行集計事項情報を紙面又は都道府県の情報の記録とする。

（調査票等の保存）

第二十九条 令第十二条の二第一項第二号の規定による先行集計事項情報を紙面又は都道府県の情報の記録とする。

（調査票等の保存）

第三十条 令第十二条の二第一項第二号の規定による先行集計事項情報を紙面又は都道府県の情報の記録とする。

（調査票等の保存）

第三十一条 令第十二条の二第一項第二号の規定による先行集計事項情報を紙面又は都道府県の情報の記録とする。

（調査票等の保存）

第三十二条 令第十二条の二第一項第二号の規定による先行集計事項情報を紙面又は都道府県の情報の記録とする。

（調査票等の保存）

第三十三条 令第十二条の二第一項第二号の規定による先行集計事項情報を紙面又は都道府県の情報の記録とする。

（調査票等の保存）

第三十四条 令第十二条の二第一項第二号の規定による先行集計事項情報を紙面又は都道府県の情報の記録とする。

（調査票等の保存）

第三十五条 令第十二条の二第一項第二号の規定による先行集計事項情報を紙面又は都道府県の情報の記録とする。

（調査票等の保存）

第三十六条 令第十二条の二第一項第二号の規定による先行集計事項情報を紙面又は都道府県の情報の記録とする。

（調査票等の保存）

第三十七条 令第十二条の二第一項第二号の規定による先行集計事項情報を紙面又は都道府県の情報の記録とする。

（調査票等の保存）

第三十八条 令第十二条の二第一項第二号の規定による先行集計事項情報を紙面又は都道府県の情報の記録とする。

（調査票等の保存）

第三十九条 令第十二条の二第一項第二号の規定による先行集計事項情報を紙面又は都道府県の情報の記録とする。

（調査票等の保存）

第四十条 令第十二条の二第一項第二号の規定による先行集計事項情報を紙面又は都道府県の情報の記録とする。

（調査票等の保存）

第四十一条 令第十二条の二第一項第二号の規定による先行集計事項情報を紙面又は都道府県の情報の記録とする。

（調査票等の保存）

第四十二条 令第十二条の二第一項第二号の規定による先行集計事項情報を紙面又は都道府県の情報の記録とする。

（調査票等の保存）

第四十三条 令第十二条の二第一項第二号の規定による先行集計事項情報を紙面又は都道府県の情報の記録とする。

（調査票等の保存）

第四十四条 令第十二条の二第一項第二号の規定による先行集計事項情報を紙面又は都道府県の情報の記録とする。

（調査票等の保存）

第四十五条 令第十二条の二第一項第二号の規定による先行集計事項情報を紙面又は都道府県の情報の記録とする。

（調査票等の保存）

(第1回)	
國勢調査員証	
(登記)	氏名
この記録は、年間調査のため調査員が行うことを認めたものとする。	
年月日	
令第十二条の二第一項第二号の規定による先行集計事項情報を紙面又は都道府県の情報の記録とする。	
調査票等の保存	
年月日	
総務省統計局印	

(備考) この記録の大きさは、日本標準規格A4を基とする。

別記様式第2号（第3条第1項関係）

（調査票等の保存）

別記様式第3号（第3条第2項関係）

別記様式第4号（第4条関係）

This form is a standard application for statistical investigation. It includes fields for the name and address of the entrant, the name and address of the entrant's organization, and a signature section. A note at the bottom right states: '(備考) この用紙の大きさは、日本標準規格A4判に準ずる。' (Note: The size of this form is based on A4 standard paper in Japan.)

This form is a detailed statistical investigation form. It contains numerous sections for data entry, including household registration, employment status, and other socio-economic information. A note at the bottom right states: '(備考) 本用紙は、内閣府統計法に基づき、総務省が定めた統計調査用紙である。' (Note: This form is a statistical survey form established by the Ministry of Internal Affairs and Communications based on the Statistics Law.)

This form is another detailed statistical investigation form, similar in structure to Form No. 4. It includes sections for household registration, employment status, and other socio-economic information. A note at the bottom right states: '(備考) 本用紙は、内閣府統計法に基づき、総務省が定めた統計調査用紙である。' (Note: This form is a statistical survey form established by the Ministry of Internal Affairs and Communications based on the Statistics Law.)

附 則  
この府令は、公布の日から施行する。  
附 則（昭和五九年六月二九日總理府令第  
第三五号）  
この府令は、昭和五十九年七月一日から施行する。

附 則（昭和六十一年四月一七日總理府令第  
第二七号）  
この府令は、公布の日から施行する。  
附 則（平成二年四月一三日總理府令第  
一〇号）  
この府令は、公布の日から施行する。

附 則（平成七年四月一二日總理府令第  
二五号）  
この府令は、公布の日から施行する。  
附 則（平成二年三月一〇日總理府令第  
一四号）  
この府令は、公布の日から施行する。

附 則（平成二年八月一四日總理府令第  
第三三号）  
この府令は、平成十二年四月一日から施行する。

附 則（平成二年三月三〇日總理府令第  
第九〇号）抄  
この府令は、内閣法の一部を改正する法律  
(平成十一年法律第八十八号)の施行の日(平  
成十三年一月六日)から施行する。

附 則（平成一五年三月一八日總務省令  
第三八号）  
この府令は、平成十五年四月一日から施行す  
る。

附 則（平成一七年三月一二日總務省令  
第三五号）  
この府令は、公布の日から施行する。

附 則（平成二〇年一一月一〇日總務省  
令第一四一号）抄  
この府令は、公布の日から施行する。

附 則（平成二〇年一一月一〇日總務省  
令第一四一号）  
この府令は、統計法の施行の日(平成二  
十一年四月一日)から施行する。

附 則（平成二二年四月一日總務省令第  
四二号）  
この府令は、公布の日から施行する。

附 則（平成二七年八月七日總務省令第  
六九号）  
この府令は、公布の日から施行する。

附 則（令和元年六月二八日總務省令第  
一九号）  
この府令は、公布の日から施行する。

この省令は、不正競争防止法等の一部を改正する法律の施行の日（令和元年七月一日）から施行する。  
附 則（令和二年三月三一日総務省令第  
二七号）  
この省令は、国勢調査令の一部を改正する政令の施行の日から施行する。